R7.7.4時点

ｾｷｭﾘﾃｨｰｹﾞｰﾄの試行運用に伴う本庁舎の利用について【Ｑ＆Ａ】

Ｑ１　７月７日以降、本庁舎を利用する場合、どのような入庁手続きが必要になりますか？

Ａ１　主な手続きは以下のとおりです。

① 本庁舎１階ロビーに設置する記載台又は、
ＨＰ（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/new-entry_trial.html）から入庁申請書を入手。

② 入庁申請書に必要事項を記入の上、本庁舎１階の受付に提出。

③ 交付される入庁証によりゲートを通過。

④ お帰りの際は、入庁証を本庁舎１階に設置している入庁証回収箱に返却。

なお、車いすの方やお身体の不自由な方などは、お近くの警備員までお声がけください。

Ｑ２　入庁手続きの受付時間を教えてください。

Ａ２　本庁舎１階での受付は８：45から17：30までです。
上記、受付時間外に入庁する場合は本庁舎地下１階中央司令室にて入庁手続きを行ってください。

Ｑ３　複数人で入庁する場合は、どうすればよいですか？

Ａ３　代表者が一括して入庁申請書を記入の上、受付へ提出してください。
人数分の入庁証をお渡しします。

Ｑ４　自分で入庁申請書に記入できない場合は、どうすればよいですか？

Ａ４　お近くの警備員等がお手伝いいたしますので、お気軽にお声がけください。

Ｑ５　食堂や銀行等を利用する場合でも入庁手続きは必要になりますか？

Ａ５　本庁舎側から食堂や銀行等を利用する場合は、入庁手続きが必要です。

Ｑ６　毎日、本庁舎を出入りしますが、その場合は毎日入庁手続きが必要になりますか？

Ａ６　利用する日ごとに入庁手続きを行ってください。
なお、入庁申請書を事前に記入いただき、ご持参いただければ、スムーズな受付と入庁証の交付が可能です。

Ｑ７　本庁舎の庁舎見学をしたいのですが、「訪問先」にどう記入したらいいですか？

Ａ７　「その他」に「庁舎見学」と記入してください。

Ｑ８　トイレだけ利用したいのですが、「訪問先」にどう記入したらいいですか？

Ａ８　「その他」に「トイレ利用」と記入してください。

Ｑ９　車いすのため、ゲートの通行等に不安があります。どうすればよいですか？

Ａ９　お近くの警備員等がお手伝いいたしますので、お気軽にお声がけください。

Q10　一日の中で、何回も出入りしたいのですが、入庁証は再利用できますか？

A10　退庁する際に、出入口に待機している警備員に再入場する旨を伝えていただければ、再利用可能です。

なお、最終利用時は入庁証を忘れずに入庁証回収箱に返却してください。

Q11　入庁証回収箱は本庁舎１階以外に設置していますか？

A11　入庁証回収箱はゲートを稼働している本庁舎１階にのみ設置しています。

別館庁舎やかでる２・７などの連絡通路から庁舎を出る場合は、本庁舎地下１階中央司令室に入庁証を返却してください。

Q12　入庁申請書に記入した個人情報（氏名、電話番号）は、どのように取り扱われますか？

A12　記入いただいた個人情報は、本庁舎における来庁者等の安全確保及び入庁証を管理する目的のために使用し、法令や条例に基づく場合を除き、第三者に提供することはございません。

Q13　誤って入庁証を持ち帰ってしまった場合は、どうすればよいですか？

A13　再度ご来庁の上ご返却いただくか、郵送によりご返却ください。

なお、入庁証の未返却を確認した場合は、申請書に記載の連絡先宛て確認のお電話を差し上げる場合がございますので、予めご了承ください。